



平成29年 5月15日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金丸 勲  
(JASDAQ・コード 8704 )  
問合せ先 取締役 加藤 潤  
(TEL 03-4330-4700 (代表))

## 子会社の発電装置引き渡しに係る債務保証に関するお知らせ

当社は、子会社である株式会社ZEエナジー（以下、「ZEエナジー」といいます。）がエア・ウォーター株式会社（以下、「エア・ウォーター」といいます。）と平成27年4月30日に締結した木質バイオマスガス化発電装置の売買契約に関し、受注者であるZEエナジーが保証する装置引き渡しについて、当社が連帯して発注者であるエア・ウォーターに保証する旨の合意書（以下、「本合意書」といいます。）の締結を本日の取締役会において決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社が債務保証するに至った経緯

ZEエナジーは、上記エア・ウォーターとの売買契約の締結後『安曇野バイオマスエネルギーセンター』において木質バイオマスガス化発電装置の製造を行ってまいりましたが、関連装置及び付帯設備等に関する技術的な諸課題が発生したことで、当該諸課題の解決のため、改善に必要な追加改良工事をこれまで実施してまいりました。こうした追加改良工事及びその後の調整運転等に時間を費やしたことにより、同社への最終引き渡しが当初納期より大幅に遅れ、現在に至っております。

平成28年12月以降、ZEエナジーは、同社と緊密に連携し、技術的な協力を受けながら残る技術的課題の解決に努めてきた結果、発電装置の連続運転にとって重要な解決課題の一つであったガス化装置の改良及び付帯設備等の追加によって、長期定格出力での連続運転に目途をつけることができました。

今後は、上記改善に向けた追加改良工事の実施とその後の運転調整を行う予定で、平成30年3月期第2四半期中に段階的に各装置を完成できるものと判断し、エア・ウォーターに工期延長と作業継続の提案を行った結果、同社より、今後の追加改良工事の継続に関しては、親会社である当社も積極的に本事案の遂行にコミットし、当初売買契約書に基づく技術的内容での引き渡し完了と、債務については子会社と連帯して保証を行ってほしい旨の強い要請を受けました。

当社は、本件に関して、債務保証を行うかどうかの検討を行うにあたり、ZEエナジーが今後企図する追加改良工事等は、既に事前の技術的な検証等により長期定格出力での連続運転を行なえる最終段階の内容であり、当初売買契約の履行がその完了により達成できると判断したことから、同社からの要請を承諾し、親会社としてZEエナジーの発電装置引き渡しに対する保証を行い、今後の改良工事と調整運転に向けた取り組みを継続させることといたしました。

ZEエナジーは当社の完全子会社であるため本合意書を締結する前においても、当初売買契約書上の履行すべき内容（子会社の事業債務）については、当社が実質的にその責任を負っているものと認識しておりますが、エア・ウォーターから親会社である当社の責任をより明確にした強いコミットを求められたことから、同装置の完成引き渡しと、債務については子会社と連帯して保証する旨の本合意書を締結したものであります。

## 2. 当社の債務保証の概要

本合意書において、ZEエナジーは『安曇野バイオマスエネルギーセンター』で製造する木質バイオマスガス化発電装置の追加改良工事の実施と、その後の試運転調整を含め、当初売買契約の履行を、平成30年3月期第2四半期中に段階的に完了させることとし、さらに各段階において、エア・ウォーターの検査を受けるものとしております。また、受入検査に合格しなかった場合、エア・ウォーターは売買契約を解除し、ZEエナジーは既収した売買代金全額を同社に返還するとともに、契約解除に伴う諸費用を負担するという内容の当初売買契約に加え、本合意書において、当社は当該債務を連帯して保証するものとなっております。

## 3. 業績に与える影響

当社は、ZEエナジーが上記発電装置に関して、長期定格出力による連続運転に向けた技術的な諸課題に対して既に具体的な改善策を有しており、その改良作業に必要な期間を確保できたため、今回の延長期間内に完成・引き渡しが可能であると判断しております。従って、現時点では保証債務の履行の可能性は低いと判断し、平成29年3月期連結決算においては引当金の計上を行っておりません。

しかし、今後、延長期間内に完成・引き渡しが行えない場合には、当社がZEエナジーの債務を負担しなければならない可能性が高まり、当社グループが契約解除に伴う損失を計上する可能性があります。

以上